

愛知県歯科口腔保健基本計画

平成 25 年 3 月



はじめに

生涯を通じて健康的な生活を送ることは、県民の誰もが望んでいることです。そのためには、歯と口の健康づくりが果たす役割は、大変大きなものであると考えております。



平成23年8月に、歯科の視点から国民保健の向上に寄与する「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布・施行されました。

一方、本県では、平成25年3月に「あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例」を公布し、県民自らが歯と口の健康づくりに取り組むことを促進するとともに、生涯にわたり誰でもどこでも必要なサービス等を受けられる環境の整備、また災害発生時における迅速な歯科医療供給体制の確保や保護者による適切な健康管理がなされていない子どもの早期発見等を幅広く規定しております。

この度この法律と条例の規定に基づき、歯と口の健康づくりを総合的にかつ計画的に推進するための道しるべとなる「愛知県歯科口腔保健基本計画」を策定いたしました。

この計画では、歯と口の健康づくりを通じて8020の達成など県民の健康で質の高い生活の実現を目指しており、そのためにはライフステージごとの体系的な取組を実施するとともに、山間地、離島等に居住される方、障がいのある方、介護を必要とされる高齢な方など歯科検診や歯科医療受診体制に格差がみられる方に対する取組みを重点項目として取り上げ、全ての県民に対する歯科口腔保健を推進し、生涯自分の歯でものを食べ、健康で長生きできる社会を実現してまいりたいと考えております。

平成25年3月

愛知県知事

大村秀章

目次

第1章	愛知県歯科口腔保健基本計画の考え方	・・・3
1	趣旨	・・・3
2	計画の位置づけ	・・・4
3	計画の基本理念	・・・4
4	計画期間と評価	・・・4
5	各種計画との関連	・・・5
第2章	歯科口腔保健の推進のための基本的な方針	・・・6
1	口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小	・・・6
2	歯科疾患の予防	・・・6
3	生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	・・・7
4	定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進	・・・7
5	歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	・・・7
第3章	歯科口腔保健を推進するための目標	・・・8
1	「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」に関する目標	・・・8
2	「歯科疾患の予防」に関する目標	・・・8
3	「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する目標	・・・9
4	「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」に関する目標	・・・10
5	「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する目標	・・・10

第4章 歯科口腔保健を推進するための具体的な指標・取組	・・・12
1 ライフステージを踏まえた歯科口腔保健の推進	・・・12
(1) 乳幼児期（出生から5歳）	・・・12
(2) 学齢期（6歳から19歳）	・・・17
(3) 成人期（20歳から59歳）〔妊産婦を含む〕	・・・21
(4) 高齢期（60歳以上）	・・・25
2 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進	・・・29
(1) 障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者	・・・29
(2) へき地歯科保健医療対策	・・・30
第5章 調査に関する事項	・・・32
第6章 その他の歯科口腔保健の推進に関する事項	・・・32
1 歯科口腔保健に関する知識の普及啓発	・・・32
2 歯と口の健康づくりに携わる者の資質の向上	・・・32
3 災害対策	・・・33
4 歯科検診を通じた保護者による適切な健康管理がなされていない子どもを早期に発見するための対策	・・・34
<資料編>	・・・36
1 健康日本21あいち計画「歯の健康」指標の達成状況の判定結果	
2 愛知県歯科口腔保健基本計画 指標・目標値の考え方	
3 用語説明	
4 愛知県の歯科保健の状況	
5 あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例	
6 歯科口腔保健の推進に関する法律	
7 構成員名簿 愛知県健康づくり推進協議会・歯科保健対策部会	

第1章 愛知県歯科口腔保健基本計画の考え方

1 趣旨

- 平成10年6月に、すべての県民が健やかで心豊かに生活できる活力ある健康長寿あいちの実現を目指して、「あいち健康づくりプラン」を策定し、健康づくりの取り組みの基本的な考え方を示しました。

- 平成13年3月には、県民や県、市町村、健康関連団体が健康づくりに取り組むための行動計画として「健康日本21あいち計画」を策定し、その中の一分野に「歯の健康」を位置づけ、歯科口腔保健の推進を実施してまいりました。その結果、平成23年3月に発表した「健康日本21あいち計画」最終評価結果では、「歯の健康」は、特に改善が顕著な分野となりました（資料編1参照）。しかし、一方で、成人期の歯周病が改善されなかったことや、近年、口腔ケアと高齢者等の口腔機能、歯周病と糖尿病、口腔の清潔と消化器がんとの関連が明らかになってきたことや、歯と口の健康づくりは心身の健康維持にも重要であるという視点から、その施策や今後の取り組みが必要であることが明確になってきました。

- 国は、平成23年8月に、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し国民保健の向上に寄与することを目的とした、「歯科口腔保健の推進に関する法律」を公布し、さらに、平成24年7月には、そのアクションプランである「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」を告示しました。

- 本県においても、歯科保健の更なる進展を図るため、平成25年3月にあいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例（以下「条例」と言う）を策定し、その具体的な計画である「愛知県歯科口腔保健基本計画（以下「基本計画」とする）」を策定しました。

2 計画の位置づけ

「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成 23 年 8 月 10 日公布）」第十三条に基づく計画とします。

3 計画の基本理念

「歯と口の健康づくりを通じた県民の健康で質の高い生活の実現」

この計画は、乳幼児期から高齢期までの生涯を通じた歯科疾患の予防、口腔機能の獲得、維持・向上等により、全ての県民が健康で質の高い生活を実現できることを目的に、保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連団体及びその関係者との相互連携を図り、口腔の健康の保持に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項を示すものです。

4 計画期間と評価

- 基本計画の推進期間は平成 25 年度（西暦 2013 年）を初年度とし、平成 34 年度（西暦 2022 年度）までの 10 年間とします。
- 計画の中間年度（平成 29 年度）に、計画の中間評価と内容の見直しを行います。
- 計画の推進に向け、愛知県健康づくり推進協議会及び歯科保健対策部会において、計画の方向性に関する検討を行います。
- 県保健所においては、8020 運動推進連絡協議会において、地域ごとの評価を実施し、計画の推進に向けた地域の課題と目標達成に向けた取り組みの検討を行います。

5 各種計画との関連

- この基本計画は、「条例」第九条に規定する「基本計画」とし、「健康日本21あいち新計画」「愛知県地域保健医療計画」等と整合性を図りながら推進します。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
あいち歯と口の健康づくり八〇二〇推進条例	→				検討	→				
愛知県歯科口腔保健基本計画	→			調査	中間評価	→			調査	最終評価
健康日本21あいち新計画	→			調査	中間評価	→			調査	最終評価
愛知県地域保健医療計画	→			検討	→					

第2章 歯科口腔保健の推進のための基本的な方針

県民が生涯を通じて自分の歯で何でも食べることができることを実現するため、5つの観点から歯科口腔保健を推進します。

1 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

本県における歯科口腔保健の水準は、地域での歯科保健活動の進展等により大きく改善しており、特にう蝕の状況においては全国でもトップレベルの水準となっていますので、これを維持する必要があります。一方、未だに地域や所得による格差があることから、これらをなくすことにより愛知県の歯科口腔衛生の水準を全体に引き上げることが重要と考え、「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を第1の柱とします。

2 歯科疾患の予防

う蝕や歯周病などの歯科疾患は、口腔の健康だけでなく全身の健康にも大きく関係します。よって歯科疾患を予防することは、歯科口腔保健の向上とともに、全身の健康づくりを行っていくためにも重要であることから、生活習慣を形成する「乳幼児期」から歯の喪失が起こる「高齢期」までのライフステージごとの特性を踏まえた「歯科疾患の予防」を第2の柱とします。

3 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

高齢化が進展する我が国の将来像を踏まえると、生涯を通じて健康で質の高い生活を送るためには、咀嚼機能をはじめとする口腔機能は大きな役割を果たすことから、歯科疾患を予防することに加え、口腔機能についてもステージごとの特性を踏まえて充実させる必要があるため、「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」を第3の柱とします。

4 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進

障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者は、歯科医療を受診できる施設が限定されているのが現状です。また三河山間地域には、無歯科医地区があり、こうした地域の住民にとっては十分でない口腔保健の環境があります。こういった方々が身近で受診できる環境の整備を図る必要があるため、「定期的に歯科検診（健康診査及び健康診断を含む。以下同じ）又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」を第4の柱とします。

5 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

歯科口腔保健を円滑に推進するためには、ライフステージを踏まえ、関係する団体、施設並びにサポートする方々など社会で支える環境の整備が必要であるため、「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」を第5の柱とします。

第3章 歯科口腔保健を推進するための目標

「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」を達成するため、「歯科疾患の予防」、「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」、「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」及び「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」について到達目標を設定しました。

1 「口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小」に関する目標

「健康格差の縮小」については、「歯科疾患の予防」から「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」を実施することにより目指す最終的な目標となります。よって個別の目標及び指標は設定せず、以下の2から5に掲げる目標を達成することにより実現を目指すものとししました。

2 「歯科疾患の予防」に関する目標

(1) 乳幼児期（出生から5歳）

乳幼児期は、日常生活を営む上で重要な食（摂食）や話すこと（会話）などの口腔機能が形成・発達する時期であり、その良否が健康寿命の延伸や生活の質の向上に大きく関与することから、「健全な歯・口腔の育成」を目標としました。

(2) 学齢期（6歳から19歳）

学齢期は、生涯健康な歯を維持するための生活習慣を確立させる重要な時期

です。適切な歯みがき習慣や間食の取り方等の基本的な生活習慣を身につけるなど、正しい歯科保健行動を身につけ口腔の健康増進を図る必要性があることから、「口腔状態の向上」を目標としました。

(3) 成人期 (20 歳から 59 歳) [妊産婦である期間を含む。]

成人期は、ライフステージの中でも最も長い期間を占めており、この時期の口腔の状況が高齢期に大きく影響することから、この時期の健康管理が重要です。しかし成人期の口腔管理は、乳幼児期や学齢期などと異なり歯科検診を法的に義務付けているものが少なく、健康管理が個人に委ねられております。このため健康な状況を維持することが難しいことから、「健全な口腔状態の維持」を目標としました。

(4) 高齢期 (60 歳以上)

高齢期は、加齢や服薬などの影響により唾液の分泌が低下する、口の周りの筋肉の衰えなどにより自浄作用が低下する、などの口腔機能の低下により、歯周病やう蝕などの歯科疾患が増加し、歯の喪失が増加する時期です。歯と口の健康を維持することは、何でも食べることができるだけではなく、全身の健康やQOL（生活の質）の向上にもつながります。このため口腔機能を低下させない対策が必要であり、「歯の喪失防止」を目標としました。

3 「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」に関する目標

(1) 乳幼児期

乳幼児期の口腔領域の成長は、心身の成長と同様に著しく発達する時期です。歯みがき習慣や食習慣などの生活習慣の基盤を整えて、その発達を支えるため、「良好な成長発育」と「適切な口腔機能の獲得」を目標としました。

(2) 高齢期

口腔機能は、食事を円滑にするために不可欠な機能であり、その良否は寿命や生活の質に大きく関係することが報告されており、成人期の口腔機能を低下させずに保つことが重要です。このため「口腔機能の維持」を目標としました。

4 「定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進」に関する目標

定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な、障がい者（児）・要介護高齢者・在宅療養者及びへき地に居住する者については、受診したい時にいつでも受けられる状況ではなく、また受診を受け入れる病院・診療所も限られています。このため「どこでも定期的な歯科検診・歯科医療受診ができる環境の実現」を目標としました。

5 「歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備」に関する目標

歯科口腔保健を推進するにあたり、歯科疾患の状況や歯科保健サービスに偏りがないように、「歯科口腔保健の推進体制の整備」を目標としました。

＜歯科口腔保健を推進するための目標＞

基本方針	目 標
歯科疾患の予防	【乳幼児期】 健全な歯・口腔の育成 【学 齢 期】 口腔状態の向上 【成 人 期】 健全な口腔状態の維持 【高 齢 期】 歯の喪失防止
生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	【乳幼児期】 良好な成長発育、適切な口腔機能の獲得 【高 齢 期】 口腔機能の維持 ＊学齢期、成人期については歯科疾患の予防で対応することとする。
定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進	どこでも定期的な歯科検診・歯科医療受診ができる環境の実現
歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備	歯科口腔保健の推進体制の整備

【愛知県歯科口腔保健基本計画の体系図】

